

ドメイン名の名前解決サービスに係る 諮問事項追加について

平成28年3月11日
総務省 総合通信基盤局

- ドメイン名とは、IPアドレスを人が扱いやすい形で表記したもの。

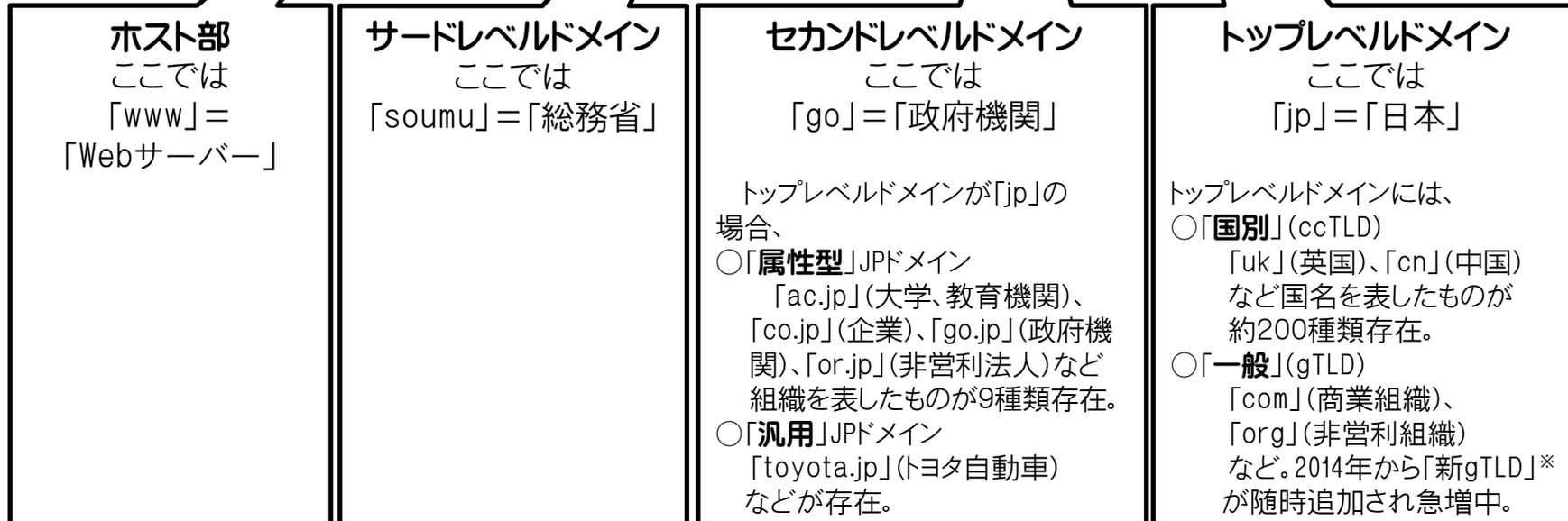
(ドメイン名の例)

ホームページ:

http://www.soumu.go.jp

ドメイン名

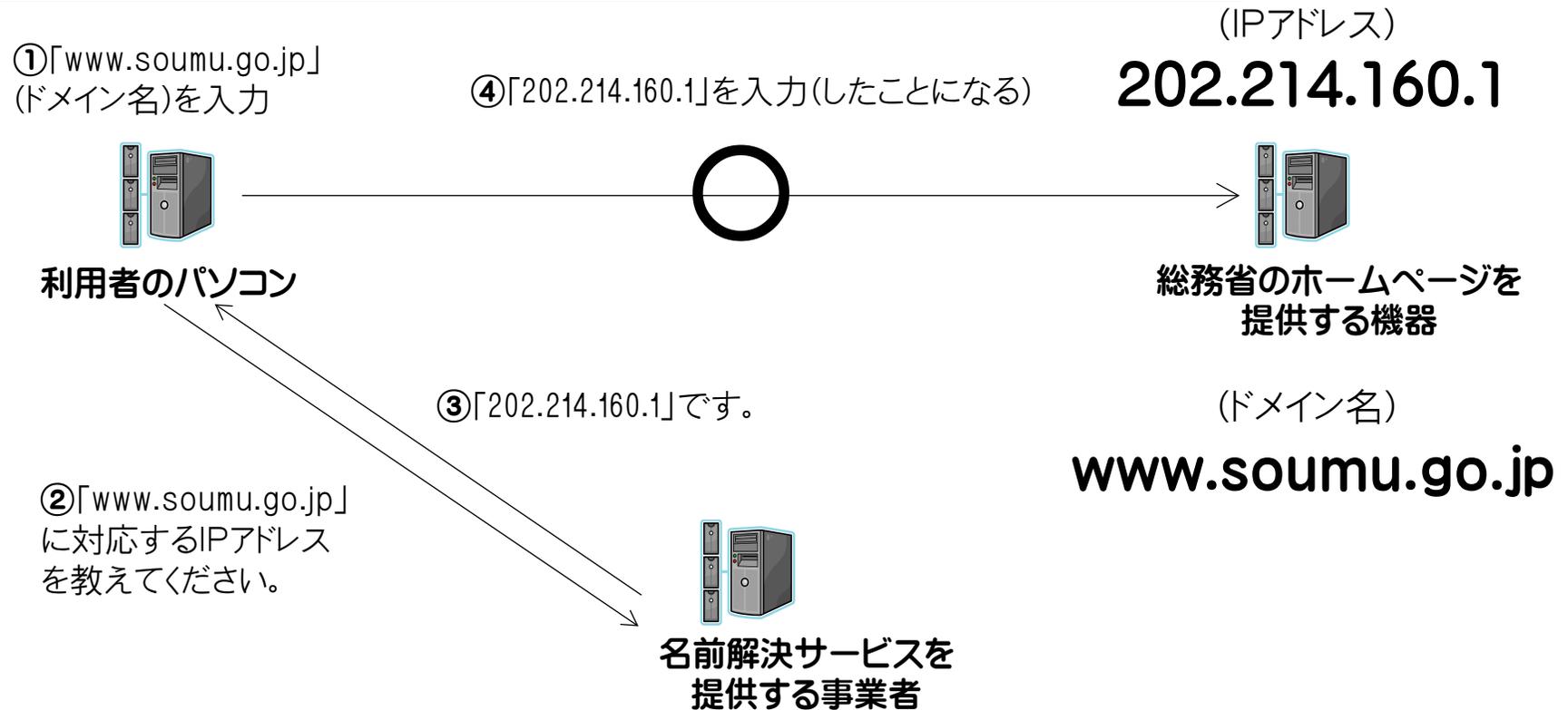
IPアドレス
202.214.160.1



※ 一般名称トップレベルドメイン(gTLD)は、従来22種類に限られていたが、2012年、ICANNにより追加割当ての募集が行われた。我が国からは71件の申請が行われ、2015年10月時点で、7種類(「.tokyo」、「.nagoya」、「.yokohama」等)のサービスが提供されている(地名を用いるものは国や地方公共団体の支持が必要)。

- インターネット上の機器は、IPアドレスと呼ばれる番号で管理され、インターネット上の通信は、IPアドレスにより行われる。ホームページの閲覧やメールの送信をするためには、**相手方の機器のIPアドレスを知っていることが必要**。
- IPアドレスは、例えば、「202.214.160.1」など、人には認知しにくいいため、IPアドレスに対応した**ドメイン名**(例:総務省のホームページの場合:www.soumu.go.jp) **が利用**。
- このため、総務省のホームページを閲覧するために、「www.soumu.go.jp」を入力(又はクリック)した場合、この**ドメイン名**(www.soumu.go.jp) **に対応したIPアドレス**(202.214.160.1) **を回答するサービス**(ドメイン名の名前解決サービス) **が必須**。

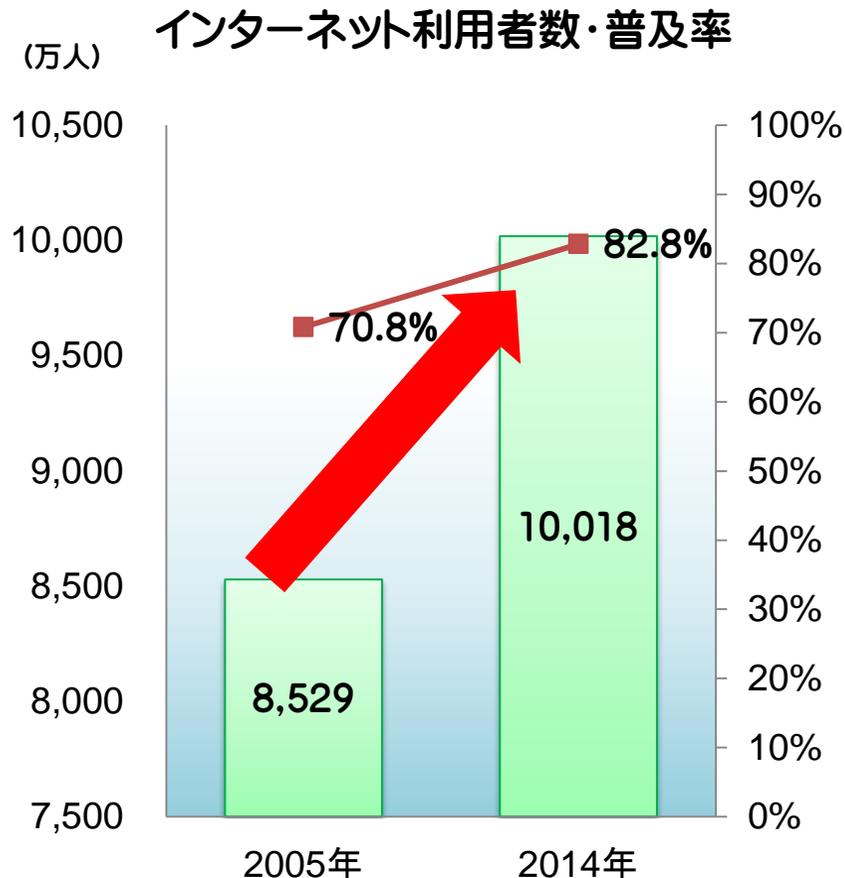
<総務省のホームページを見る場合：IPアドレス(202.214.160.1)の入力が必要>



インターネット利用増加に伴うDNSサーバーへの問合せ増加

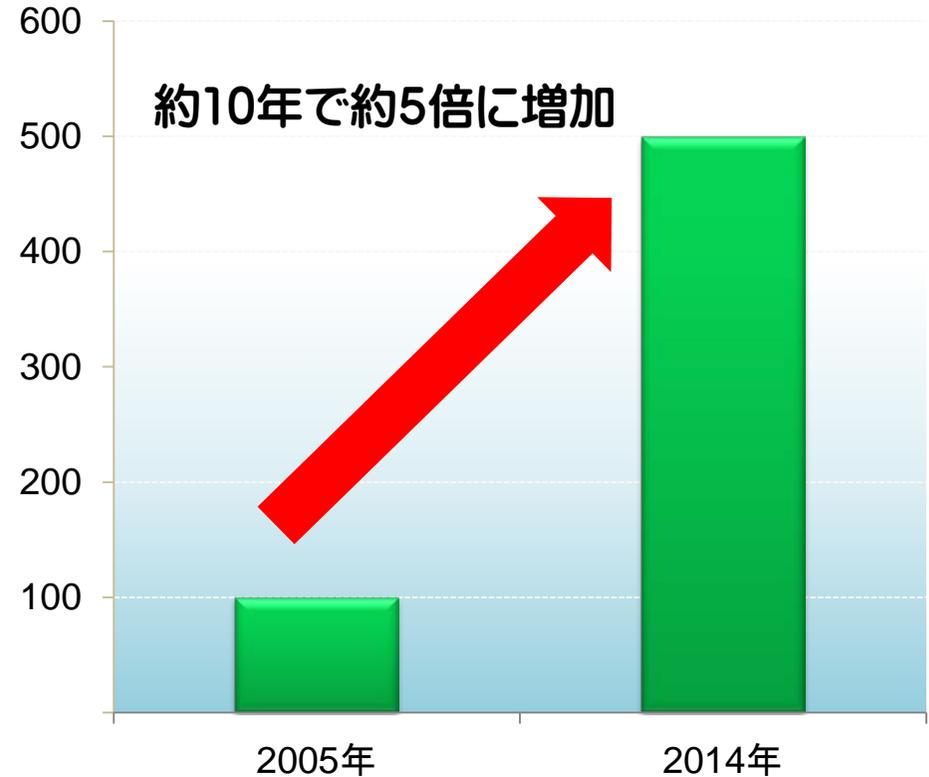
- 2014年末のネット利用者数は、約1億人(2005年比:17.8%増)、人口普及率は約83%(2005年比:12ポイント増)。
- スマートフォンの普及等とともに、「.jp」DNS*サーバーへの問合せは、約10年間で約5倍に増加。

* DNS: Domain Name System(ドメインネームシステム)の略。ドメイン名の名前解決サービスにより、ドメイン名に対応するIPアドレスを、インターネット利用者が取得することを可能とする仕組み。



(総務省「平成26年通信利用動向調査」を元に作成)

「.jp」DNSサーバーへの問合せ数 (2005年1月時点を100とした場合)



(Internet Week 2013 DNS DAY及びInternet Week 2014 DNS DAY
におけるJPRS資料を元に作成)

gTLD (一般トップレベルドメイン) の増加

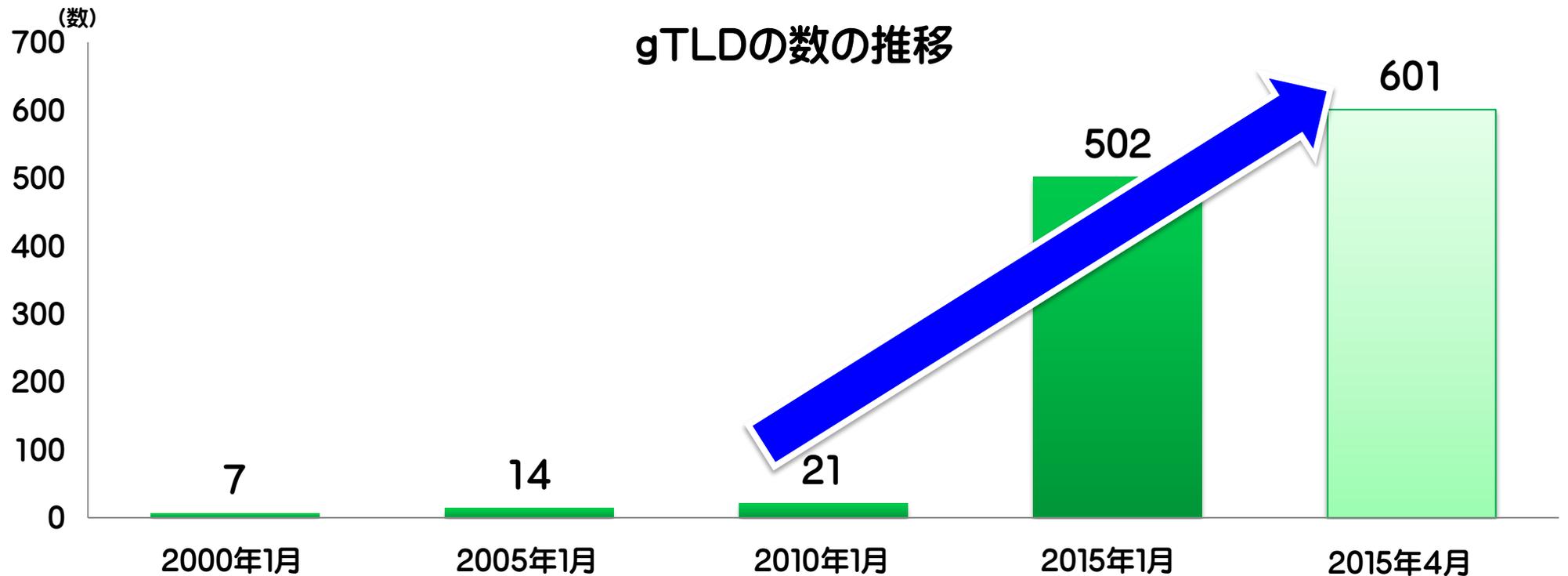
○ 従来、一般トップレベルドメイン(gTLD(generic Top Level Domain))は、「.com」「.org」など、22存在。

○ 2012年、ICANN*が新gTLDを募集した結果、全世界から1,930件(日本:71件)の申請。

※ Internet Corporation for Assigned Names and Numbersの略。IPアドレスやドメイン名等のインターネット資源に関する国際的な管理・調整を行う米国の非営利法人。

○ ICANNの審査を経て、gTLDは、2015年4月現在で601まで増加。日本国内の新gTLDは、30が登録済。

※ 国別トップレベルドメイン(ccTLD(country code Top Level Domain))は、2015年3月現在、255存在



2000年募集
〔.info〕、〔.biz〕等

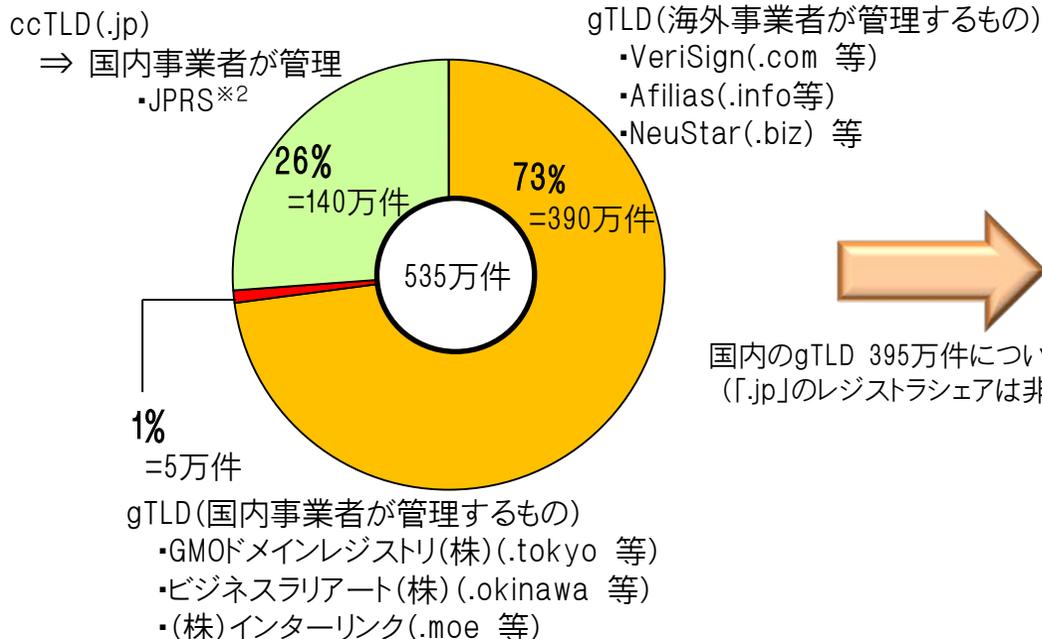
2003・2004年募集
〔.jobs〕〔.asia〕等

2012年1月、地名や企業の名称
など新しいgTLD(新gTLD)
募集開始

日本国内の法人の新gTLDとして
は〔.tokyo〕〔.osaka〕〔.nhk〕
〔.moe〕をはじめ、30が登録済み
(2015年4月現在)

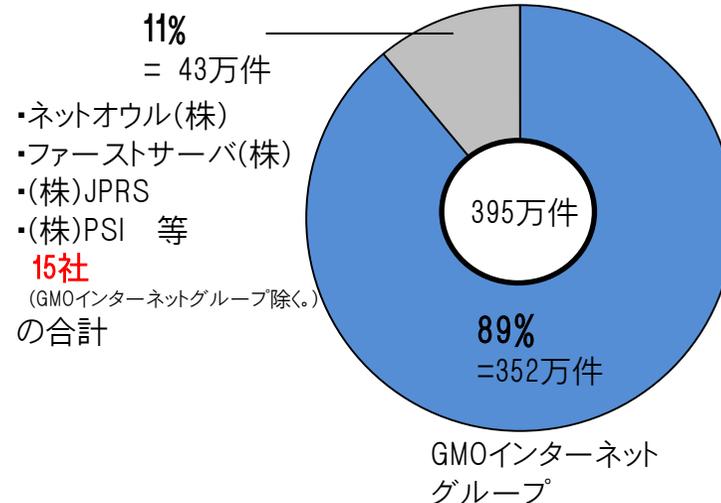
- 国内のドメインの登録数は、一定の条件の下、約535万件(2015年9月)と推計^{※1}。約26%が「.jp」。
- 国内において、トップレベルドメイン(TLD)に係る名前解決サービスを提供する事業者(レジストリ)は、以下の4社。
 - ・「.jp」: (株)日本レジストリサービス(JPRS)^{※2}
 - ・「.tokyo」、「.yokohama」、「.nagoya」: GMOドメインレジストリ(株)(GMOインターネット(株)の子会社)
 - ・「.okinawa」、「.ryukyu」: ビジネスリアート(株)
 - ・「.moe」、「.osaka」、「.earth」: (株)インターリンク
- ドメインの登録代行事業者(レジストラ)の最大手はGMOインターネット(株)^{※1}。

国内のドメインの登録数^{※1}



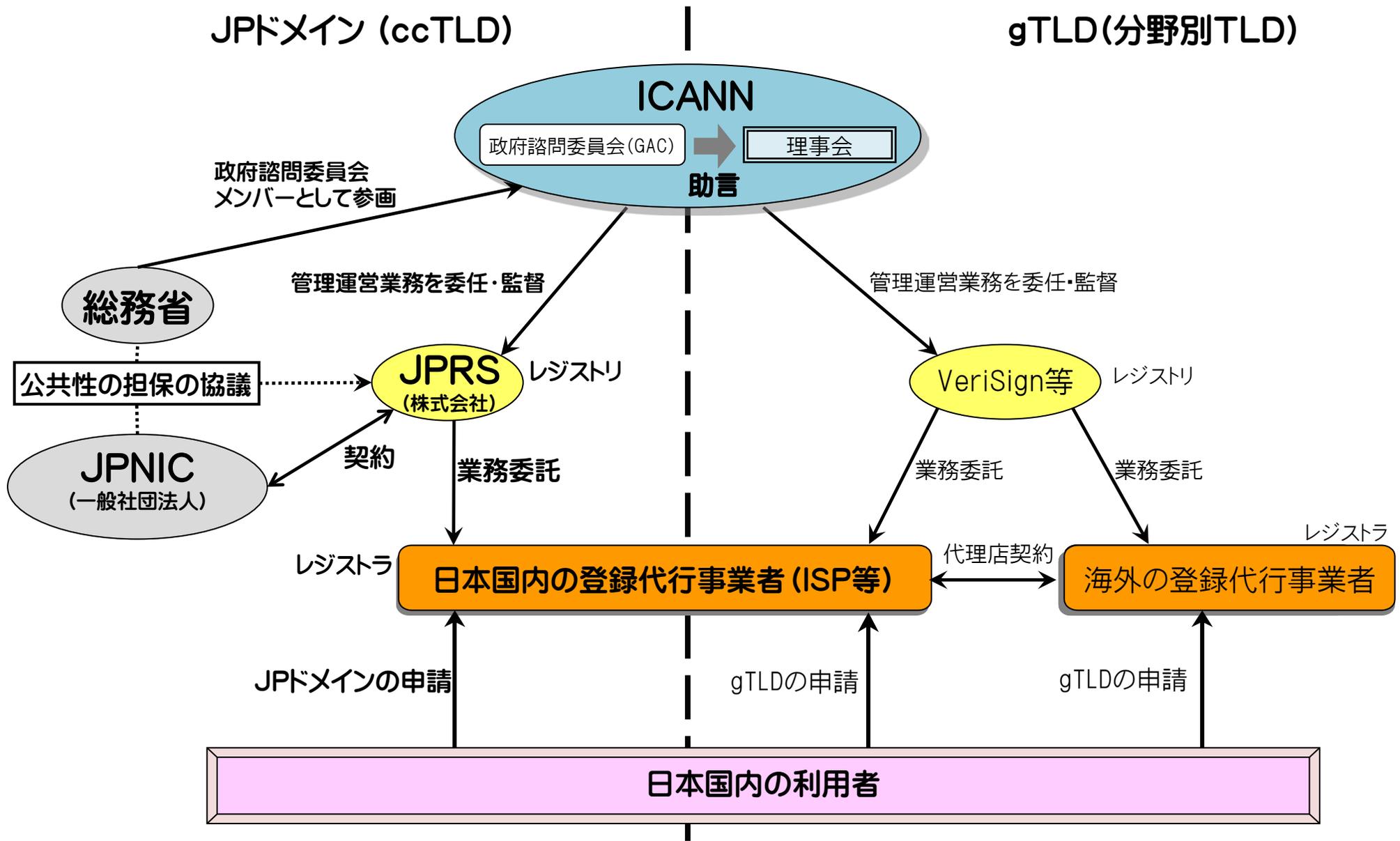
国内のgTLD 395万件について集計。
(「.jp」のレジストラシェアは非公表。)

国内のgTLD登録数に関する レジストラシェア^{※1}



※1 ICANN及びJPRSの公表資料を用い試算。ただし、海外のレジストラを経由して取得したドメイン数等は含まない。

※2 2013年まで国内唯一のレジストリであった。2014年売上げ約33億円。



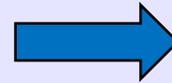
従来の電気通信事業法の規律対象

- 従来、DNSサーバーを用いたドメイン名の名前解決サービスは、電気通信事業法の規律対象外(適用除外)。

従来の電気通信事業法の規律対象

電気通信回線設備を設置

(例:光回線、携帯電話事業者)



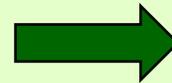
登録

電気通信回線設備を設置せず

他人の通信を媒介※1

(例:MVNO、メールサービス事業者)

※1 自分が送信者・受信者のいずれでもない場合

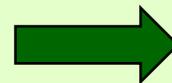


届出

他人の通信を媒介せず※2

(例:ドメイン名の名前解決サービスの提供事業者、コンテンツ配信事業者)

※2 自分が送信者又は受信者の場合



届出不要
(原則規律なし)



(権威) DNSサーバーに事故が起きても、電気通信事業法による対処ができない

- 2013年10月、情報通信審議会に「ドメイン名に関する情報通信政策の在り方」について諮問。
- 審議会の下に「ドメイン名政策委員会(主査:村井純 慶應義塾大学教授)」を設置し議論。
- 事業者からのヒアリングやパブリックコメントを行うなど、関係者の意見を聴取した上で、**2014年12月、答申。**

答申の概要

- 民間主導であること、国際ルールに配慮されていること、を前提として、**法律による規律**は選択肢の1つ。
- 法律による規律とした場合、その内容・対象については、**必要最小限**とすることが適当。
- 「.jp」の公共性の高さに鑑み、**透明性確保**が必要。

ドメイン名の名前解決サービスの信頼性等の確保

(改正電気通信事業法第24条、第39条の3、第41条の2、第44条、第164条)

- 情報通信審議会答申(2014年12月)を踏まえ、従来、電気通信事業法の適用除外であったドメイン名の名前解決サービスを提供する電気通信事業を同法の適用対象とし、当該電気通信事業を行う事業者に事業の届出を義務付けるとともに、サービスの信頼性・透明性等を確保するための必要最小限の規律を整備。

規律の対象

以下の電気通信事業者(ドメイン名電気通信役務を提供する電気通信事業者)

- ① 公共性の高いドメイン名の名前解決サービス(特定ドメイン名電気通信役務)を提供する電気通信事業者
(ccTLD(国別トップレベルドメイン)、地理的名称gTLDのレジストリを電気通信事業法施行規則等で規定)
- 又は
- ② 大規模なドメイン名の名前解決サービスを提供する電気通信事業者
(30万件以上の契約数を有する電気通信事業者を電気通信事業法施行規則で規定)

規律の内容

透明性等確保に関する規律



①のみが対象
(次々ページ)

信頼性確保に関する規律



①及び②が対象
(次ページ)

信頼性確保に関する規律

- 回線設置事業者等と同様に、①事故防止のための取組を自主的に定める「**管理規程の作成・届出**」、②全社的・横断的な設備管理の経営レベルの責任者である「**電気通信設備統括管理者の選任・届出**」を義務付け。
- 他方、インターネットが民間主導で発展してきた経緯や国際ルール等に配慮し、設備のハード面(設置)に関しては、具体的な内容を総務省令で定める技術基準は課さず、③「**国際的な標準(RFC)への適合**」を義務付け。また、④設備管理の現場レベルの責任者である「**電気通信主任技術者の選任義務**」は、適用除外とする。

<対象事業者> **ドメイン名電気通信役務**を提供する電気通信事業者

	回線設置事業者等	ドメイン名電気通信役務 を提供する事業者
設備のソフト面(運用)	管理規程 ^{※1} の作成・届出義務	同左
経営レベルの責任者	電気通信設備統括管理者 ^{※2} の選任・届出義務	同左
設備のハード面(設置)	技術基準 への適合維持義務 (電気通信事業法施行規則で具体的内容を規定)	国際的な標準(RFC)への 適合維持義務 (国際ルールに配慮)
現場レベルの責任者	電気通信主任技術者 の選任・届出義務	(電気通信主任技術者規則で 適用除外と規定)

※1 **管理規程**: 全社的・横断的な「設備管理の方針・体制・方法」等を記載。国が記載事項として、事故防止のために取り組むべき項目を定めるが、その項目に基づき、具体的にどのような取組を行うかは、その設備等の特性に応じて**自ら判断**。管理規程が適切に見直されない場合、**変更命令**や**遵守命令**の対象。

※2 **電気通信設備統括管理者**: 職務は、事業用電気通信設備の管理の「方針・体制・方法」に関する**業務の統括管理**。選任要件は、①事業運営上の重要な決定に参画する**管理的地位**にあり、②電気通信事業に関する**一定の実務経験**等を有する者。

- 公共性の高いサービスの継続的かつ安定的な提供が図られるかどうかについて、広く利用者等が予測することを可能とするため、**会計の整理・公表を義務付け**。
- サービスの公共性の高さに鑑み、正当な理由がない限り、**役務提供を義務付け**。

＜対象事業者＞ **特定ドメイン名電気通信役務**を提供する電気通信事業者

会計の整理・公表義務

- 電気通信事業会計規則において、
 - **貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表を整理**させる。**貸借対照表**(固定資産)と**損益計算書**(営業損益)については、**ドメイン名関連事業とそれ以外の事業で分計**させる。
 - **貸借対照表、損益計算書、個別注記表**(株主資本等変動計算書に関する注記を除く。)については、**公表**させる。

役務提供義務

- **正当な理由**：例えば天災、地変、事故等により電気通信設備に故障を生じ役務提供が不能の場合、料金滞納者に対する場合等が想定

<義務規定>

赤字:電気通信紛争処理委員会への諮問事項 ※:特定ドメイン名電気通信役務を提供する事業者のみ対象

参入・退出等の手続

電気通信事業の届出(§ 16)	○
電気通信事業の承継(§ 17)	○
事業の休止及び廃止並びに法人の解散(§ 18)	○

電気通信事業者に係る一般的規律

検閲の禁止(§ 3)	○
通信の秘密の保護(§ 4)	○
役務の提供についての不当な差別的取扱いの禁止(§ 6)	○
非常事態発生時等における重要通信の確保義務(§ 8)	○
提供条件の説明義務等(§ 26、§ 26の2、§ 26の3、§ 27、§ 27の2、§ 27の3)	×
業務の停止、通信の秘密の漏えい等、重大事故発生についての総務大臣への報告義務(§ 28)	○

<担保措置(罰則を除く。)>

総務大臣の命令等

総務大臣による業務の改善命令(§ 29)	○
総務大臣による役務の提供義務違反に対する業務の改善命令(§ 39の3)	※
総務大臣による報告徴収及び検査(§ 166)	○

信頼性の確保

技術基準適合維持義務(§ 41)	×
国際的な標準への適合維持義務(§ 41の2)	○
管理規程の届出義務、遵守義務(§ 44)	○
総務大臣による管理規程の遵守命令、変更命令(§ 44の2)	○
電気通信設備統括管理者の選任義務(§ 44の3)	○
電気通信設備統括管理者の意見尊重義務(§ 44の4)	○
総務大臣による電気通信設備統括管理者の解任命令(§ 44の5)	○
電気通信主任技術者の選任義務(§ 45)	×

会計の整理・公表、役務提供義務

会計の整理・公表義務(§ 24、§ 39の3)	※
役務の提供義務(§ 39の3)	※

利用者等からの意見提出

電気通信事業者の電気通信役務に関する意見の申出の対象(§ 172)	○
-----------------------------------	---

- **ドメイン名電気通信役務を提供する事業者が、従前より諮問事項である業務改善命令及び電気通信設備統括管理者の解任命令の対象となる。**
- **上記に加え、特定ドメイン名電気通信役務を提供する事業者に対する当該役務の提供義務違反に対する業務改善命令を、電気通信紛争処理委員会への諮問事項として追加する。**

諮問事項(ドメイン名電気通信役務を提供する事業者が対象となるもの)

- **以下の①・②の処分を行う場合には、電気通信紛争処理委員会に諮問する。(第160条)**

① 業務改善命令(第29条第1項)

業務が不適切に行われており、利用者の利益や公共の利益が阻害されている場合(例:事故によりサービスの提供に支障が生じている場合において、必要な措置を速やかに行わない場合等)における、当該業務の方法等の改善命令

② 電気通信設備統括管理者の解任命令(第44条の5)

選任した電気通信設備統括管理者がその職務を怠った場合等における、その事業者に対する電気通信設備統括管理者の解任命令

諮問事項(特定ドメイン名電気通信役務を提供する事業者が対象となるもの)

- **上記①・②に加え、以下の③の処分を行う場合には、電気通信紛争処理委員会に諮問する。(第160条)**

③ 役務提供義務違反に対する業務改善命令(第39条の3第2項)

ドメイン名の名前解決サービスを提供する事業者が、当該サービスを正当な理由なく提供しなかった場合における業務改善命令

●電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）

（会計の整理）

第二十四条 次に掲げる電気通信事業者は、総務省令で定める勘定科目の分類その他会計に関する手続に従い、その会計を整理しなければならない。

一 次に掲げる電気通信役務を提供する電気通信事業者

イ・ロ（略）

ハ 特定ドメイン名電気通信役務（ドメイン名電気通信役務（第百六十四条第二項第一号に規定するドメイン名電気通信役務をいう。第四十一条及び第四十一条の二において同じ。）のうち、確実かつ安定的な提供を特に確保する必要があるものとして総務省令で定めるものをいう。第三十九条の三において同じ。）

二・三（略）

（業務の改善命令）

第二十九条 総務大臣は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、電気通信事業者に対し、利用者の利益又は公共の利益を確保するために必要な限度において、業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができる。

一 ～十二（略）

2 総務大臣は、次の各号のいずれかに該当するとき、当該各号に定める者に対し、利用者の利益を確保するために必要な限度において、業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができる。

一・二（略）

（特定ドメイン名電気通信役務を提供する電気通信事業者の提供義務等）

第三十九条の三 特定ドメイン名電気通信役務を提供する電気通信事業者は、正当な理由がなければ、その業務区域における特定ドメイン名電気通信役務の提供を拒んではならない。

2 総務大臣は、特定ドメイン名電気通信役務を提供する電気通信事業者が前項の規定に違反したときは、当該電気通信事業者に対し、利用者の利益又は公共の利益を確保するために必要な限度において、業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができる。

3（略）

（電気通信設備統括管理者の解任命令）

第四十四条の五 総務大臣は、電気通信設備統括管理者がその職務を怠つた場合であつて、当該電気通信設備統括管理者が引き続きその職務を行うことが電気通信役務の確実かつ安定的な提供の確保に著しく支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、電気通信事業者に対し、当該電気通信設備統括管理者を解任すべきことを命ずることができる。

(参考) 関係条文②

(委員会への諮問)

第六十条 総務大臣は、次に掲げる事項については、委員会に諮問しなければならない。ただし、委員会が軽微な事項と認めたものについては、この限りでない。

一 (略)

二 第十九条第二項の規定による契約約款の変更の命令、……、第二十九条第一項の規定による業務の改善命令、……、第三十九条の三第二項の規定による業務の改善命令、第四十四条の五の規定による電気通信設備統括管理者の解任命令又は第二百一十一条第二項の規定による業務の改善命令

(聴聞の特例)

第六十一条 総務大臣は、第十九条第二項、第二十条第三項、第二十一条第四項、第二十九条、第三十条第五項、第三十一条第四項、第三十三条第六項若しくは第八項、第三十四条第三項、第三十五条第一項若しくは第二項、第三十八条第一項(第三十九条において準用する場合を含む。)、第三十九条の三第二項、第四十四条の二又は第二百一十一条第二項の規定による処分をしようとするときは、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十三条第一項の規定による意見の陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 前項に規定する処分又は第四十四条の五の規定による処分に係る聴聞を行う場合において、当該処分が前条の規定により委員会に諮問すべきこととされている処分であるときは、当該処分に係る聴聞の主宰者は、委員会の委員のうちから、委員会の推薦により指名するものとする。

3 第一項に規定する処分又は第四十四条の五の規定による処分に係る聴聞の主宰者は、行政手続法第十七条第一項の規定により当該処分に係る利害関係人が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

(適用除外等)

第六十四条 この法律の規定は、次に掲げる電気通信事業については、適用しない。

一・二 (略)

三 電気通信設備を用いて他人の通信を媒介する電気通信役務以外の電気通信役務(ドメイン名電気通信役務を除く。)を電気通信回線設備を設置することなく提供する電気通信事業

2 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 ドメイン名電気通信役務 入力されたドメイン名の一部又は全部に対応してアイ・ピー・アドレスを出力する機能を有する電気通信設備を電気通信事業者の通信の用に供する電気通信役務のうち、確実かつ安定的な提供を確保する必要があるものとして総務省令で定めるものをいう。

二 ドメイン名 インターネットにおいて電気通信事業者が受信の場所にある電気通信設備を識別するために用いる電気通信番号のうち、アイ・ピー・アドレスに代わって用いられるものとして総務省令で定めるものをいう。

三 アイ・ピー・アドレス インターネットにおいて電気通信事業者が受信の場所にある電気通信設備を識別するために用いる電気通信番号のうち、当該電気通信設備に固有のものとして総務省令で定めるものをいう。

3 (略)